

令和 9 年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

国の 7 月の月例経済報告では「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。」とされ、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」と基調判断を行っている。

国は「経済財政運営と改革の基本方針 2026「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～」(令和 8 年 7 月 21 日閣議決定)の中で、「危機管理投資」や「成長投資」を大胆かつ戦略的に進め、中長期的な成長力強化につなげるとともに、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」をバランスよく同時に実現することとされた。また、国・地方の総債務残高対 GDP 比の安定的低下を中核に位置付けた。

2 市の財政状況と今後の見通し

本市の令和 7 年度における一般会計決算について、歳入は前年度に比べ 6.5%の増、歳出は前年度に比べ 6.6%の増となった。これは、小・中学校体育館空調設備設置事業や自治体システム標準化に係る経費の増などによるものである。財政指標である実質公債費比率は、前年度の 7.8%から 7.0%に減少し、将来負担比率は、前年度に引き続き算定されなかった。経常収支比率は 92.0%から 92.8%に上がり財政の硬直化が進んだ。財政調整基金の令和 7 年度末残高は約 17 億円となり、前年度の約 18 億円から約 1 億円の減となった。

今後の見通しとしては、歳入の根幹である市税は、固定資産の評価替えの影響により減少することが見込まれ、また、ふるさと応援寄附金についても、国の制度改正により、今後は安定した寄附は見込めず、先行き是不透明であり、既存事業の見直しも視野に入れて検討を進めなければならない。一方、歳出については、社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化等が進んでおり、その維持、整備に要する経費等の増加のほか、人件費の増加、金利の上昇、また、物価高騰の影響からも、歳出が増加する要因が拡大している。

しかしながら、このような状況下においても、市民にとって必要な行政サービスを低下させることなく、多様化・複雑化する行政課題へ対応していく必要がある。

3 予算編成の基本方針

令和7年度の国勢調査の結果では人口が6万5千人を下回り、過去に経験のない人口減少と少子高齢化に直面しているが、一人ひとりのライフスタイルや価値観が多様化する中においても、幸福度の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある社会を実現していく必要があるため、上記1、2の状況を踏まえた上で、第六次北本市総合振興計画に掲げる重点基本事業を着実に推進するとともに、令和9年度予算は次の3つの柱を基本方針として編成する。

なお、基本構想における政策の大綱に示す6つの政策について、それぞれの基本方針に基づき、施策を推進し、成果指標及び指標の達成、向上を図るものとする。

<基本構想における6つの政策>

- 1 こどもの成長を支えるまち
- 2 安心・安全で自然と共存する住みやすいまち
- 3 健康でいきいきと暮らせるまち
- 4 活力あふれるまち
- 5 みんなが参加し育てるまち
- 6 健全で開かれたまち

(1) 安心・安全で住みやすいまちづくりの推進

局地的な大雨や大型化した台風の風水害、また、地震など激甚化・頻発化する自然災害など、日常の暮らしを取り巻く脅威や課題に対して、市民の安心・安全への関心はより一層高まっており、安全確保や未然防止といった対応が求められている。

市民の安心・安全を確保し、そして生活の質を高めることで、誰もが安らぎと住みやすさを実感し、将来にわたって暮らし続けることができるよう強固な生活基盤を確保する取組を推進する。

(2) 魅力あるまちづくりの推進

地域と行政との連携により地域住民等が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい地域とともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組を推進する。

まちの魅力を創出し、市内外に向けた情報発信・プロモーションを実施するとともに、まちへの愛着を醸成することで定住促進を図り、さらに交流人口・関係人口を増加する取組を推進する。

さらに、ゼロカーボンシティの実現に向けた環境に配慮した取組と市民の利便性を向上させる自治体DXの取組を推進する。

(3) 持続可能なまちづくりの推進

持続可能な都市を維持していくためには、将来負担を考慮し、限られた財源を効率的かつ効果的に配分する必要があり、公共施設マネジメントについては、老朽化が進む公共施設やインフラを計画的に管理していくため、公共施設等総合管理計画に基づき、各個別施設計画による計画的な改修等を実施する。

また、持続可能な健全財政を堅持するため、北本市財政計画（令和８年度～令和１０年度）に定める今後の取組に基づく予算編成を行う。

ア 公共施設等総合管理計画に定める基本方針

- (ア) 施設の長期活用 【方針１】
- (イ) 施設の機能や規模の最適化 【方針２】
- (ウ) コストの縮減と平準化 【方針３】
- (エ) 財源の確保と受益者負担の適正化 【方針４】

イ 北本市財政計画に定める今後の取組

- (ア) 自主財源の確保
- (イ) 市債残高の適正管理
- (ウ) 公共施設等の適正管理
- (エ) 事務事業の継続的改善
- (オ) 受益者負担の適正化
- (カ) 定員管理の適正化
- (キ) 補助金の見直し
- (ク) 社会保障関係経費の伸びの抑制
- (ケ) 多様な担い手との協働及び民間活力の活用
- (コ) 広域連携の推進

以上の基本方針に基づき予算編成を行うこととするので、各部課において下記により予算要求を行うこと。

記

第１ 総括的事項

社会環境をはじめとした様々な環境の変化に対応した持続可能な財政運営を確立するためには、目の前にある課題や事実を職員一人ひとりが自分ごととして受け止めて行動することを基本姿勢とし、全職員が変化を前提とする適応力を高め、一丸となって取り組まなければならない。

予算要求にあたっては、単年度の収支だけではなく、将来コストを試算し、「最少の経費で最大の効果」を上げることが常に念頭に置き、前例や既成概念にとらわれることなく、徹底した事業の見直しを進めること。なお、事業の見直しに当たっては、目的を改めて明確にするとともに、事務事業評価に

よる事業実施の成果を評価、検証した上で、事業の実施により総合振興計画の指標の向上に資するものであるのか、また、より少ない経費で同様の効果を得ることができないかといった観点から、事業の廃止も含めて検討することとし、事業を継続する際には、真に必要な事業量を見込むとともに、財源の確保に努めること。

また、職員一人ひとりが職務遂行能力を高めるとともに、積極的に働き方改革を推進する観点から、事務改善に取り組むことで、時間外勤務の縮減に努めること。

1 経費の見積り

予算要求における各経費の見積りに当たっては、決算乖離を徹底的に分析し、多額の不用額が生じている事業については、過大な見積りとなっていないか、事業の廃止、縮小も含めて検討するとともに、高齢化を伴う人口減少の進展により生じている社会経済の構造変化を踏まえ、前例踏襲によらず、適正な事業量を見込むこと。

2 事業の順位付け

限りある財源を効率的に配分することから、予算編成の過程で事業の予算計上を見送る場合がある。予算要求にあたっては、総合振興計画の指標の達成、向上を目指して、事業の優先順位を整理すること。また、道路基盤の維持・整備や公共施設の老朽化対策など、市民生活の安心・安全を高める取組についても優先度を整理すること。

3 組織間の連携

複数の部署にまたがる行政課題については、その現状を的確に把握し、関係部署で共有すること。その上で、関係部署と積極的に意見交換等を重ね、予め施策の協議・調整を十分に行い、組織間連携による効果的な施策展開に努めること。

また、国及び県が実施している事業と類似し、又は重複する事業については、事業の廃止を前提とした見直しを行うこと。

4 市民参画の推進及び民間活力の活用

既存事業について、市民参画や民間活力の活用を通して、より行政効果を高める手法がないか検討するとともに、市と市民、民間企業等が互いにメリットを享受できる仕組の導入について検討すること。

また、事務事業の内容を十分精査・検討し、民間に委託することが効果的であるものについては、行政責任の確保や行政サービスの維持向上等に十分留意し、積極的に委託化を進めること。

さらに、各事業単位において、真に行政が公金を使って実施すべき事業か否かを整理すること。

5 財源の確保

歳入については、積極的な姿勢で国・県支出金などの特定財源の確保に努めるとともに、納税率の向上、市有財産の利活用・売却等、自主財源の確保に努めること。また、基金の設置目的に適した各種事業を推進するため、特定目的基金を積極的に活用すること。

なお、受益者負担の適正化の観点から利用料・使用料・手数料については、見直しを検討すること。

6 市債の適切な活用等

市債については、世代間の負担の公平性という観点からその発行量が過大とならないよう、適切に発行し、その残高を適正に管理するとともに、財政健全化判断比率等の財政指標や基礎的財政収支に留意して、将来負担の抑制に配慮するものとする。なお、交付税措置のある有利な地方債については、積極的に活用するものとする。

また、公共施設については、各個別施設計画に基づき、改修等を計画的に実施していくこと。既存施設の大規模改修等については、これらの計画に基づき、適切に市債を活用するものとする。

7 地方財政対策や国、県の予算編成等への的確な対応

地方交付税の単位費用の積算や国・県補助事業における補助基準などを確認し、市が上乗せサービスを行っている場合はその必要性について吟味すること。時限的な補助事業については、補助制度の終了とともに事業の見直しを必ず行うこと。また、今後の国、県の予算編成や地方財政対策の動向等に注意するとともに、歳入の積極的な確保に向けて努力すること。

8 予算編成過程の公開

開かれた市政運営を推進するために、予算編成の過程をホームページにおいて公開する。

予算編成に関する情報の公開を通して、市民との情報の共有に努め、市民の市政への関心を高めることにより、参画と協働を促進し、「市民との協働による魅力あるまちづくり」につなげていく。

第2 予算見積の考え方

収入の見通しを的確に計算し、それに見合う支出を心がけること。また、社会経済情勢、法令等の改正等の動向を十分に見極めつつ、過去の実績を踏まえ、次に掲げる財源種別の考え方により、的確に見積もり、要求すること。

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、さらなる収入確保に努めること。また、見積りに際しては過大とならないよう十分に留意すること。

2 歳出関係

歳出予算の見積りに当たっては、行政の責任分野と事業の優先順位を改めて見直し、選択と集中により、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うこと。また、過去の決算状況を十分精査し、「最少の経費で最大の効果」を挙げるよう、より効果的な執行方法等を検討した上で、適正な予算額を計上すること。特に、補助金については、総合振興計画における位置付けや、目的、効果について整理した上で、予算要求すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計等

特別会計及び公営企業会計については、国の制度の見直し等について、その動向や影響を注視するとともに、事務事業を厳しく見直したうえで、一般会計予算編成に準じて予算の見積りを行うこと。

一般会計繰入金については、繰入基準の明確化を図り、過大過小に陥ることのないよう十分精査し、適正に見積もること。また、所管事業の経営状況を的確に把握し、常に適切な受益者負担となるように努めるとともに、積極的な収入確保を図ること。

「独立採算性の原則」の堅持に努め、一般会計からの繰入れを安易に期待することなく会計の設置目的に沿った適切な見積りを行うこと。

5 その他

歳入・歳出の個別の見積り方法、予算見積書の作成等については、別途通知する「令和9年度予算見積要領」に従うこと。

第3 予算見積書の提出に当たっての留意点

1 予算見積書の提出

歳入、歳出予算見積書の提出に当たっては、部長決裁の上、提出すること。また、予算の要求状況を公表するため提出期限を厳守すること。

(1) 提出方法 電子データ

(2) 提出期限 令和8年9月25日（金）16：00（厳守）

2 予算編成スケジュール

歳入、歳出予算見積書の提出後は、別添のスケジュールにより予算編成を行い、行政経営会議を経て予算案を決定する。なお、市長公室、政策推進課、財政課、職員課が合同で行う統合ヒアリングの日程については、別途通知する。

第4 その他

本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。